

道路交通法(自転車の運転者等の遵守事項)の一部改正 (令和5年4月に施行予定)

【改正前】

(道路交通法第63条の11)

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



【改正後】

(道路交通法第63条の11)

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときには、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【用語の説明】

道路交通法14条3項

- ・「児童」とは6歳以上13歳未満の者
- ・「幼児」とは6歳未満の者

自転車事故による高額賠償事例

判決日・裁判所	事故の概要	賠償額
平成20年6月5日 東京地方裁判所	高校生の自転車 が車道を斜めに横断して、対向車線を自転車で通行していた男性(24歳)と衝突し、男性に言語機能の喪失等の障害が残った。	9,266万円
平成25年7月4日 神戸地方裁判所	帰宅途中の 小学生の自転車 が歩行中の女性(62歳)と正面衝突し、歩行者の女性が頭部に傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	9,521万円
令和2年7月22日 高松高等裁判所	パトカーの追跡を受けて逃走していた 高校生の自転車 が、職務質問中の警察官(25歳)と衝突し、警察官は頭部に傷害を負い、約2か月後に死亡した。	9,330万円